

県内中小企業事業主の皆さまへ

国(厚生労働省)の助成金に県が上乗せして助成

テレワーク導入助成金

テレワークの導入に取り組む県内中小企業事業主を支援します。

	概 要	
対象事業主	国(厚生労働省)が実施する「働き方改革推進支援助成金(新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース)」の支給決定を受けた県内中小企業事業主で、令和3年3月19日までに県に「テレワーク導入助成金」の支給申請をした事業主	
助成率 (上限額)	《助成上限額》 1企業当たり50万円	
	国の助成率	県の助成率
	対象経費の 2分の1	対象経費の 2分の1 (国支給決定金額と同額)

国の交付申請期限：令和2年9月18日まで！（裏面参照）

《助成のイメージ》

テレワーク導入にかかる総経費

助成の対象となる経費

テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者に対する研修、労働者に対する研修、周知・啓発、外部専門家（社会保険労務士など）による導入のためのコンサルティングにかかる経費

国が1/2を助成
(上限1企業当たり100万円)



県が1/2を上乗せ助成
(上限1企業当たり50万円)

企業負担
0円(注)

助成の対象外の経費 (企業負担)

パソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費

(注): 対象経費100万円以下の場合

【県のテレワーク導入助成金についてのお問い合わせ先】

長崎県 産業労働部 雇用労働政策課 電話 095-895-2714 FAX 095-895-2582

**国の「働き方改革推進支援助成金」
新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコースについて**

対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規で導入する中小企業事業主
助成対象の取組	テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の 作成・変更 等
主な要件	・事業実施期間中に、助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること
助成の対象となる 事業の実施期間	交付決定の日（令和2年4月7日以降）～交付決定の日から起 算して1か月を経過した日 計画の事後提出を可能にし、4月7日以降の取組で、交付決 定より前のものも助成対象とします
支給額	補助率 1 / 2 1企業当たりの上限額 100万円
交付申請期限	令和2年9月18日（金）

パソコン、タブレット、スマートフォンについては、レンタル、リース費用が助成対象となります。（購入費用は助成対象にはなりません）。

リース契約、ライセンス契約等に係る費用については、契約期間の開始日が事業実施期間内であるものが3か月を限度として助成対象となります（事業実施期間以外の期間に係る費用も含む。年額等の場合は月割）
令和2年4月7日から支給申請日までに実際に支出していることが必要です。

上記助成金のお問い合わせ先

テレワーク相談センター 電話 0120-91-6479

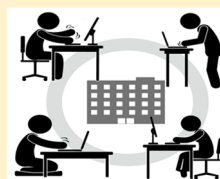
テレワーク 相談

検索

平日9時～17時

テレワーク（在宅、テレビ会議等）導入事例

- 現場監督がテレワークで、現場に行かず自宅などの外部から作業人数や進捗状況を把握【建設業】
- 始めは、ビジネスフォンをテレワーカーの自宅まで広げ、本社内線と同様に使えるようにし、次に社内の会議に参加できるようにTV会議システムを導入。毎年テレワークの環境を整えている。【情報通信業】
- テレワーク導入後、出産・育児による離職者が0人となり、また人材難だった職種（オンラインショッピングサイト店舗の運営等）の社員を県外から雇用することが可能となり、優秀な人材を得る機会が増えた。【卸売・小売業】
- 業務管理システムにより業務の進捗状況の管理し、情報共有ツールにより様々なドキュメントの管理と情報を共有、その他勤怠管理システムやコミュニケーションツールによりテレワークを実施【情報通信業】
- 子供の発熱時など緊急の場合や集中して仕事をしたい場合に、申請書を提出すればテレワークができる環境を整えた。人材の確保や定着率の向上に繋がっている。【サービス業】



テレワークのお役立ち情報サイト

テレワーク総合ポータルサイト

検索